

(メール施行)  
6障第33号  
令和6年4月8日

指定障害福祉サービス事業所等  
設置法人代表者 様

愛媛県保健福祉部  
生きがい推進局障がい福祉課長

介護給付費等算定に係る体制等に関する届出等の適切な実施について (依頼)

平素から、本県の障がい保健福祉施策の推進につきまして、格別の御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、介護給付費等算定に係る届出について、令和6年3月25日付け5障第1366号により御案内していたところですが、厚生労働省及びこども家庭庁より、令和6年度報酬改定に対応した体制等状況一覧表及び加算に係る届出様式等が示されたことに伴い、本県における届出様式が定まりましたのでお知らせします。

前年度の平均利用者数の変化や人員配置の変更、令和6年度報酬改定等により、令和6年4月1日から報酬・加算に変更が生じる場合は、令和6年4月22日(月)までに体制届を御提出ください。

また、福祉・介護職員処遇改善加算等に係る届出については、令和6年3月29日付け5障第1422号でお知らせしているとおりです。

事業者の皆様におかれては、御多忙の中、非常に短い期限の中で届出をいただくこととなり、誠に恐縮でございますが、御協力いただきますようお願い申し上げます。

記

## 1. 届出様式

今回の各種届出様式については、愛媛県ホームページに掲載しておりますので、次のURLからダウンロードしてください。

### 【掲載場所】

愛媛県ホームページ>医療・福祉・子育て>障がい福祉課>サービス事業者>令和6年度体制等届出について

<https://www.pref.ehime.jp/page/68531.html>

## 2. 届出期限

### (1) 算定される単位数が増える(報酬が増額となる)場合

令和6年4・5月サービス提供分から算定する場合は、令和6年4月22日(月)【必着】

令和6年6月以降サービス提供分から算定する場合は、算定開始月の前月15日【必着】

### (2) 前年度末日までの実績により基本報酬や加算の区分が決まる場合

令和6年4月サービス提供分から算定する場合は、令和6年4月22日(月)【必着】

### (3) 加算等が算定されなくなる(報酬が減額となる)場合

速やかに(届出時期にかかわらず、事実が発生した日から算定不可)

※なお、以下に記載する「4. 必ず提出いただく事業所」又は「5. 加算・減算の算定要件の新設・見直しにより提出いただく事業所」に該当せず、加算区分に変更がない事業所等については、届出は不要です。

### 3. 届出先（指定権者）

(1) 今治市・新居浜市・西条市・四国中央市・上島町所在の事業所等

東予地方局地域福祉課 福祉指導グループ

〒793-0042 西条市喜多川 796-1 TEL 0897-56-1300（内線 241 又は 284）

(2) 伊予市・東温市・久万高原町・松前町・砥部町所在の事業所等

中予地方局地域福祉課 福祉指導グループ

〒790-8502 松山市北持田町 132 番地 TEL 089-909-8756

(3) 宇和島市・八幡浜市・大洲市・西予市・内子町・伊方町・松野町・鬼北町・愛南町所在の事業所等

南予地方局地域福祉課 福祉指導グループ

〒798-8511 宇和島市天神町 7 番 1 号 TEL 0895-22-5211（内線 381 又は 246）

(4) 松山市所在の事業所等

①指定障害福祉サービス事業所・施設等 } → 松山市（※松山市の様式で提出）

②指定障害児通所支援事業所

③指定障害児入所施設 → 中予地方局地域福祉課（上記(2)の届出先）

### 4. 必ず提出いただく事業所

(1) 前年度の実績により基本報酬区分が決定されるサービスのうち、以下のサービスについては、報酬区分の変更が無くとも必ず体制届を提出してください。

サービス名	対象事業所	提出書類(※1)
就労移行支援	全事業所	別表 1、別添、確認資料
就労継続支援 A 型		別表 2、別添(全体表・実績)、 参考表兼前年度工賃実績報告用様式(※3)
就労継続支援 B 型		別表 3、別添(※2)、 参考表兼前年度工賃実績報告用様式
就労定着支援		別表 4、別添、確認資料
地域移行支援	サービス費(I)または (II)を算定する事業所	別表 5、確認書類

※1 体制届出書(様式第 5 号)、体制等状況一覧表に添付する書類

※2 サービス費(III)または(IV)を算定する場合

※3 **体制届に添付する本様式は、「就労継続支援 A 型（雇用有）の算定除外」の対象者がいる場合も必ず記載の上で提出**すること。(別途、通知している「前年度工賃実績報告」として提出する場合は、前述の算定除外対象者の記載は不要。)

(2) 制度改正により基本報酬の算定方式及び区分が変更となるサービスのうち、以下のサービスについては、報酬区分の変更が無くとも必ず体制届を提出してください。

サービス名	必須届出事項	変更概要
生活介護	定員規模、人員配置区分	基本報酬の区分変更
施設入所支援	定員規模	基本報酬の区分変更
共同生活援助	人員配置区分	基本報酬の区分変更
児童発達支援(※1)	定員規模、経過措置対象区分	基本報酬の区分変更、経過措置（一元化前の旧基準に基づく支援の提供）
放課後等デイサービス(※2)	定員規模	基本報酬の区分変更
福祉型障害児入所施設	定員規模	基本報酬の区分変更

※1 児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通わせる事業所

※2 主として重症心身障害児を通わせる事業所

## 5. 加算・減算の算定要件の新設・見直しにより提出いただく事業所

取得している既存の加算区分に変更が生じた場合や、加算の算定要件を満たさなくなった場合、新たに加算を算定する場合は、届出の提出が必要です。

報酬改定に伴い、新規・改正のなされた加算等については、別添の「体制等状況一覧表」に記載しております。令和6年度において新設・見直しが図られた加算等については、体制等状況一覧表を赤字及び黄色塗りしておりますので御確認ください。

### (1) 算定要件の新設・見直しに伴い、届出が必要な加算について

算定要件の見直しや区分の新設がされた下記の加算について、令和6年4月以降も算定する場合は、必ず届出を行ってください。

サービス名	必須届出事項	変更概要
居宅介護	特定事業所加算	「重度及び中重度障害者への対応」要件の中に、「重度障害児への対応」を追加。
居宅介護、重度訪問介護	緊急時対応加算（地域生活支援拠点等の場合）	地域生活支援拠点等に関連する加算の要件を満たす場合に届出。
同行援護	特定事業所加算	「良質な人材の確保」要件の中に、「盲ろう者向け通訳・介助員であり、同行援護従業者の要件を満たしている者」の配置割合を追加。
同行援護	緊急時対応加算（地域生活支援拠点等の場合）	地域生活支援拠点等に関連する加算の要件を満たす場合に届出。
行動援護	特定事業所加算	医療・教育等の関係機関との連携、行動関連項目 18 点以上の者の受入れ、中核的人材養成研修を修了したサービス提供責任者の配置を要件に追加。
行動援護	緊急時対応加算（地域生活支援拠点等の場合）	地域生活支援拠点等に関連する加算の要件を満たす場合に届出。
生活介護	重度障害者支援加算	区分6以上、行動関連項目 10 点以上の報酬区分を新設、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者の加配要件を廃止し、生活支援員に占める割合で評価。
生活介護	延長支援加算	サービス提供時間 9 時間以上の支援を評価。
生活介護	常勤看護職員等配置加算	看護職員の配置人数に応じた評価に見直し。
生活介護	視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	視覚、聴覚、言語機能に重度の障害がある利用者を多く受け入れている事業所において、より手厚い支援体制を評価。 【旧区分】有⇒【新区分】Ⅰ・Ⅱ
生活介護	人員配置体制加算	手厚く人員を配置した場合の評価を拡充。 【旧区分】Ⅰ～Ⅲ⇒【新区分】Ⅱ～Ⅳ、Ⅰ（新設）
生活介護	就労移行支援体制加算	利用定員ごとの区分の見直し。
生活介護	食事提供体制加算	栄養面の要件追加。

生活介護	障害福祉サービスの体験利用加算（地域生活支援拠点等の場合）	地域生活支援拠点等に関連する加算の要件を満たす場合に届出。
短期入所	重度障害者支援加算	区分4・5の報酬区分を新設、強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者が作成した支援計画シート等により適切な支援を行った場合の評価を新設（基礎研修修了者の配置のみの加算部分は廃止）。
短期入所	食事提供体制加算	栄養面の要件追加。
短期入所	地域生活支援拠点等として短期入所を行った場合の加算	地域生活支援拠点等に関連する加算の要件を満たす場合に届出。
重度障害者等包括支援	緊急時対応加算（地域生活支援拠点等の場合）	地域生活支援拠点等に関連する加算の要件を満たす場合に届出。
重度障害者等包括支援	緊急時支援加算（地域生活支援拠点等の場合）	地域生活支援拠点等に関連する加算の要件を満たす場合に届出。
重度障害者等包括支援	地域生活支援拠点等として短期入所を行った場合の加算	地域生活支援拠点等に関連する加算の要件を満たす場合に届出。
施設入所支援	重度障害者支援加算	区分6以上、行動関連項目10点以上の報酬区分を新設、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者の加配要件を廃止し、生活支援員に占める割合で評価。
施設入所支援	視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	視覚、聴覚、言語機能に重度の障害がある利用者を多く受け入れている事業所において、より手厚い支援体制を評価。 【旧区分】有⇒【新区分】Ⅰ・Ⅱ
施設入所支援	夜勤職員配置体制加算	見守り支援機器導入による要件の緩和 ※要件緩和を適用する場合に届出が必要
共同生活援助	重度障害者支援加算	利用者の状態や環境の変化等に適応するための初期のアセスメント等の評価を新設。
共同生活援助	自立生活支援加算（Ⅲ）	介護サービス包括型、外部サービス利用型において、退去後の利用者の移行支援を実施した場合に評価。
共同生活援助	視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	視覚、聴覚、言語機能に重度の障害がある利用者を多く受け入れている事業所において、より手厚い支援体制を評価。 【旧区分】有⇒【新区分】Ⅰ・Ⅱ
自立訓練（機能訓練）	リハビリテーション加算（Ⅰ）	現行の要件に加えて自立度評価指針（SIM）を活用して評価を実施等した場合を要件に追加。
自立訓練（機能訓練）	視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	視覚、聴覚、言語機能に重度の障害がある利用者を多く受け入れている事業所にお

		いて、より手厚い支援体制を評価。 【旧区分】有⇒【新区分】Ⅰ・Ⅱ
自立訓練（機能訓練）	就労移行支援体制加算	就労定着者の考え方の見直し。
自立訓練（機能訓練）	食事提供体制加算	栄養面の要件追加。
自立訓練（機能訓練）	障害福祉サービスの体験利用加算（地域生活支援拠点等の場合）	地域生活支援拠点等に関連する加算の要件を満たす場合に届出。
自立訓練（生活訓練）	視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	視覚、聴覚、言語機能に重度の障害がある利用者を多く受け入れている事業所において、より手厚い支援体制を評価。 【旧区分】有⇒【新区分】Ⅰ・Ⅱ
自立訓練（生活訓練）	個別計画訓練支援加算	現行の要件に加えて、自立度評価指針（SIM）を活用して評価等を行った場合の評価を拡充。 【旧区分】有⇒【新区分】Ⅰ・Ⅱ
自立訓練（生活訓練）	就労移行支援体制加算	就労定着者の考え方の見直し。
自立訓練（生活訓練）	食事提供体制加算	栄養面の要件追加。
自立訓練（生活訓練）	障害福祉サービスの体験利用加算（地域生活支援拠点等の場合）	地域生活支援拠点等に関連する加算の要件を満たす場合に届出。
宿泊型自立訓練	視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	視覚、聴覚、言語機能に重度の障害がある利用者を多く受け入れている事業所において、より手厚い支援体制を評価。 【旧区分】有⇒【新区分】Ⅰ・Ⅱ
宿泊型自立訓練	食事提供体制加算	栄養面の要件追加。
就労移行支援	視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	視覚、聴覚、言語機能に重度の障害がある利用者を多く受け入れている事業所において、より手厚い支援体制を評価。 【旧区分】有⇒【新区分】Ⅰ・Ⅱ
就労移行支援	食事提供体制加算	栄養面の要件追加。
自立訓練（生活訓練）	障害福祉サービスの体験利用加算（地域生活支援拠点等の場合）	地域生活支援拠点等に関連する加算の要件を満たす場合に届出。
就労継続支援A型	視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	視覚、聴覚、言語機能に重度の障害がある利用者を多く受け入れている事業所において、より手厚い支援体制を評価。 【旧区分】有⇒【新区分】Ⅰ・Ⅱ
就労継続支援A型	就労移行支援体制加算	就労定着者の考え方の見直し。
就労継続支援A型	食事提供体制加算	栄養面の要件追加。
就労継続支援A型	障害福祉サービスの体験利用加算（地域生活支援拠点等の場合）	地域生活支援拠点等に関連する加算の要件を満たす場合に届出。
就労継続支援B型	目標工賃達成指導員配	人員配置6：1が新設されたことに伴う人

	置加算	員体制要件の見直し。
就労継続支援B型	視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	視覚、聴覚、言語機能に重度の障害がある利用者を多く受け入れている事業所において、より手厚い支援体制を評価。 【旧区分】有⇒【新区分】Ⅰ・Ⅱ
就労継続支援B型	就労移行支援体制加算	就労定着者の考え方の見直し。
就労継続支援B型	食事提供体制加算	栄養面の要件追加。
就労継続支援B型	障害福祉サービスの体験利用加算(地域生活支援拠点等の場合)	地域生活支援拠点等に関連する加算の要件を満たす場合に届出。
自立生活援助	緊急時支援加算(地域生活支援拠点等の場合)	地域生活支援拠点等に関連する加算の要件を満たす場合に届出。
地域移行支援	体験利用支援加算・体験宿泊加算(地域生活支援拠点等の場合)	地域生活支援拠点等に関連する加算の要件を満たす場合に届出。
地域定着支援	緊急時支援加算(地域生活支援拠点等の場合)	地域生活支援拠点等に関連する加算の要件を満たす場合に届出。
児童発達支援、放課後等デイサービス	児童指導員等加配加算	配置形態(常勤・非常勤等)や経験年数に応じた要件に見直し。
児童発達支援、放課後等デイサービス	専門的支援加算・特別支援加算 (R6～専門的支援体制加算、専門的支援実施加算)	専門的支援加算と特別支援加算を統合し、専門的な支援を提供する体制と、専門人材による個別・集中的な支援の計画的な実施を2段階で評価。
児童発達支援、放課後等デイサービス	送迎加算(重症心身障害児、医療的ケア児)	こどもの医療濃度等も踏まえて評価。
児童発達支援、放課後等デイサービス	強度行動障害児支援加算	強度行動障害児支援加算(実践研修修了者)等の配置や支援計画の策定等の要件を追加。
児童発達支援、放課後等デイサービス	延長支援加算	一定の時間区分を超えた時間帯の支援について、預かりニーズに対応した延長支援として評価。職員2名以上(うち1名は人員基準上必要な職員(児童発達支援管理責任者を含む)の配置要件を追加。
放課後等デイサービス	個別サポート加算(Ⅰ) ※30単位をさらに加算する場合のみ	強度行動障害者養成研修(基礎研修)修了者を配置して支援を行う体制がある場合にさらに加算。
居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援	訪問支援員特別加算	配置のみではなく支援の実施を要件に追加。
福祉型障害児入所施設	小規模グループケア加算	より小規模なケアの評価及びサテライト型の人員配置要件の見直し。
福祉型障害児入所施設	強度行動障害児特別支援加算	体制・設備の要件の見直し。
医療型障害児入所施設	小規模グループケア加算	より小規模なケアの評価。

医療型障害児入所施設	強度行動障害児特別支援加算	体制・設備の要件の見直し。
------------	---------------	---------------

## (2)見直しがなされた主な加算等について

以下の加算については、報酬改定により加算要件等の見直しがなされています。なお、主な見直し内容については、下記の厚生労働省資料（令和6年度報酬改定の概要）に記載されています。詳細の取扱いについては、「7. その他」の「(3) 令和6年度報酬改定等に係る通知等について」でご案内しております報酬告示及び留意事項通知にて御確認ください。

### ①地域生活支援拠点等に係る加算

加算等名称		対象サービス
地域生活支援拠点等機能強化加算	新設	自立生活援助、計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援
緊急時受入加算	新設	生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型
緊急時対応加算 （要件の追加）	見直し	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、施設入所支援、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、自立生活援助、計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援

### ②強度行動障害を有する障がい者への支援に係る加算

加算等名称		対象サービス
重度障害者支援加算 （要件の追加、拡充）	見直し	生活介護、短期入所、施設入所支援、共同生活援助
集中的支援加算	新設	療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、共同生活援助、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、放課後等デイサービス、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設

### ③視覚・聴覚言語障害者への支援に係る加算

加算等名称		対象サービス
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算 （加算（I）の新設）	見直し	生活介護、施設入所支援、共同生活援助、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、宿泊型自立訓練、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型

### ④高次脳機能障害を有する障がい者への支援に係る加算

加算等名称		対象サービス
高次脳機能障害支援体制加算	新設	計画相談支援、障害児相談支援
高次脳機能障害者支援体制加算	新設	生活介護、施設入所支援、共同生活援助、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型

### ⑤医療機関との連携強化・感染症対応力の向上に係る加算

加算等名称		対象サービス
障害者支援施設等感染対策向上加算	新設	施設入所支援、共同生活援助、福祉型障害児入所施設
新興感染症等施設療養加算	新設	施設入所支援、共同生活援助、福祉型障害児入所施設

⑥その他加算の見直し（横断的事項）

加算等名称		対象サービス
食事提供体制加算の経過措置（令和9年3月末まで延長、栄養面の要件追加）	見直し	生活介護、短期入所、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、宿泊型自立訓練、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型
施設入所者の送迎加算（要件を満たす場合は施設入所者の送迎加算の算定可）	見直し	生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型

⑦その他加算の見直し（サービス別）

加算等名称		対象サービス
入院時支援連携加算	新設	重度訪問介護
有資格者支援加算	新設	重度障害者等包括支援
外部連携支援加算	新設	重度障害者等包括支援
延長支援加算	見直し	生活介護
常勤看護職員等配置加算	見直し	生活介護
人員配置体制加算	見直し	生活介護
入浴支援加算	新設	生活介護
喀痰吸引等実施加算	新設	生活介護
栄養スクリーニング加算	新設	生活介護
栄養改善加算	新設	生活介護
福祉専門職員配置等加算	見直し	生活介護
緊急短期入所受入加算	見直し	短期入所
医療的ケア対応支援加算	新設	短期入所
重度障害児・障害者対応支援加算	新設	短期入所
医療型短期入所受入前支援加算	新設	短期入所
地域移行促進加算（Ⅱ）	新設	施設入所支援
地域移行支援体制加算	新設	施設入所支援
夜間看護体制加算	見直し	施設入所支援
通院支援加算	新設	施設入所支援
夜勤職員配置体制加算	見直し	施設入所支援
自立生活支援加算	見直し	共同生活援助
ピアサポート実施加算	新設	共同生活援助、自立訓練（機能訓練）
退去後ピアサポート実施加算	新設	共同生活援助
人員配置体制加算	新設	共同生活援助
日中支援加算	見直し	共同生活援助、宿泊型自立訓練
集中支援加算	新設	自立生活援助
リハビリテーション加算	一部新設	自立訓練（機能訓練）
個別計画訓練支援加算	一部新設	自立訓練（生活訓練）
支援計画会議実施加算（R6～地域連携会議実施加算）	見直し	就労移行支援



目標工賃達成指導員配置加算	見直し	就労継続支援B型
目標工賃達成加算	新設	就労継続支援B型
定着支援連携促進加算 (R6～地域連携会議実施加算)	見直し	就労定着支援
中核機能強化加算、中核機能強化事業所加算	新設	児童発達支援、放課後等デイサービス
児童指導員等加配加算(配置形態や経験年数に応じて評価)	見直し	児童発達支援、放課後等デイサービス
専門的支援加算・特別支援加算 (R6～専門的支援体制加算、専門的支援実施加算)	見直し	児童発達支援、放課後等デイサービス
関係機関連携加算	見直し	児童発達支援、放課後等デイサービス
事業所間連携加算	新設	児童発達支援、放課後等デイサービス
医療連携体制加算(Ⅶ)	見直し	児童発達支援
入浴支援加算	新設	児童発達支援、放課後等デイサービス
送迎加算	見直し	児童発達支援、放課後等デイサービス
共生型サービス医療的ケア児支援加算	新設	児童発達支援、放課後等デイサービス
強度行動障害児支援加算	見直し	児童発達支援、放課後等デイサービス
個別サポート加算(Ⅰ)(Ⅱ)	見直し	児童発達支援、放課後等デイサービス
個別サポート加算(Ⅲ)	新設	放課後等デイサービス
人工内耳装用児支援加算	見直し	児童発達支援、放課後等デイサービス
視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算	新設	児童発達支援、放課後等デイサービス
家庭連携加算・事業所内相談支援加算 (R6～家族支援加算)	見直し	児童発達支援、放課後等デイサービス
子育てサポート加算	新設	児童発達支援、放課後等デイサービス
延長支援加算	見直し	児童発達支援、放課後等デイサービス
保育・教育等移行支援加算	見直し	児童発達支援、放課後等デイサービス
食事提供加算	見直し	児童発達支援センター
通所自立支援加算	新設	放課後等デイサービス
自立サポート加算	新設	放課後等デイサービス
訪問支援員特別加算	見直し	居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援
多職種連携支援加算	新設	居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援
強度行動障害児支援加算	新設	居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援
家族支援加算	新設	居宅訪問型児童発達支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設
関係機関連携加算	新設	保育所等訪問支援
ケアニーズ対応加算	新設	保育所等訪問支援
家庭連携加算 (R6～家族支援加算)	見直し	保育所等訪問支援
移行支援関係機関連携加算	新設	福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設
体験利用支援加算	新設	福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設
職業指導員加算 (R6～日中活動支援加算)	見直し	福祉型障害児入所施設
小規模グループケア加算	見直し	福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設
強度行動障害児特別支援加算	見直し	福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設
要支援児童加算	新設	福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設

⑧減算

加算等名称		対象サービス
虐待防止措置未実施減算	新設	全サービス
身体拘束廃止未実施減算	見直し	計画相談支援、障害児相談支援、地域相談支援、自立生活援助、就労定着支援を除く全サービス
業務継続計画未策定減算	新設	全サービス ・令和7年3月31日までの間、「感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備」及び「非常災害に関する具体的計画」の策定を行っている場合には、減算を適用しない。 ・令和7年3月31日までの間、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、自立生活援助、就労定着支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援は減算を適用しない。
情報公表未報告減算	新設	全サービス
地域移行等意向確認等に関する指針未作成等の場合の減算	新設	施設入所支援 ・令和7年3月31日までの間、減算を適用しない。
短時間利用減算	新設	就労継続支援B型
支援体制構築未実施減算	新設	就労定着支援
支援プログラム未公表減算	新設	児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援 ・令和7年3月31日までの間、減算を適用しない。
自己評価結果等未公表減算	新設	保育所等訪問支援 ・令和7年3月31日までの間、減算を適用しない。

6. 前年度の実績などにより見直しが必要な加算等について

各種加算等において、年度ごとに算定要件を満たしているかどうかの確認が必要な加算等を算定している事業所は、年度当初に、事業所において自己点検を行ってください。前年度実績等により、4月から変更が生じる場合は、同じく令和6年4月22日（月）までに体制届の届出をお願いします。なお、加算区分に変更がない場合は、届出の提出は不要です（上記5(1)「算定要件の新設・見直しに伴い、届出が必要な加算について」に該当する場合を除く）。

《前年度実績等に基づき算定区分が決まる主な報酬・加算》 ※計画(障害児)相談支援は、各市町に提出。

●：区分変更の有無にかかわらず令和6年4月以降の報酬を算定する場合は必ず届出が必要

○：区分等に変更がある場合は届出が必要

サービス種類 対象報酬・加算 (一例)	同行(訪問系  居宅 重度訪問  行動)	療養介護	生活介護	機能訓練	(生活訓練  宿泊型除練  )	就労移行	就労A	就労B	宿泊型自立訓練	GH	施設入所支援	就労定着支援	地域移行支援	計画(障害児)相談	児童発達支援	放課後等デイ	福祉型児入所
基本報酬						●	●	●				●	● (※1)		○	○	
特定事業所加算	○																
人員配置体制加算		○	○														
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算			○	○	○	○	○	○	○	○	○						

重度障害者支援加算 (Ⅰ)(Ⅱ)				○						○	○								
就労移行支援体制加算			○	○	○		○	○											
移行準備支援体制加算						○													
夜勤職員配置体制加算											○								
賃金向上達成指導員 配置加算							○												
目標工賃達成指導員 配置加算								○											
重度者支援体制加算							○	○											
通勤者生活支援加算									○	○	(※2)								
夜間支援等体制加算									○	○	(※2)								
地域移行支援体制強 化加算									○										
就労定着実績体制加算																		○	
常勤看護職員等配置 加算(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)				○															
看護職員加配加算																		○	○
看護職員配置加算(Ⅱ)																			○

※1 サービス費（Ⅰ・Ⅱ）を算定する場合 ※2 日中サービス支援型を除く ※3 重心の場合

## 7. その他

前回通知及び本通知では、今回の報酬改定に係る全ての変更内容を詳細に記載できませんので、各事業者様におかれては厚生労働省及び本県のホームページ等に掲載の通知等を御確認下さい。

### (1) 報酬改定等に係る質問について

今般の報酬改定に伴い、制度変更や報酬請求に関するお問合せが集中しております。質問内容を正確に把握するためにも、報酬改定に係る御質問は、「質問票」様式に記載の上、所管の地方局地域福祉課宛のメールにてお問合せいただきますようお願いいたします。質問票様式については、以下愛媛県ホームページよりご確認ください。

※松山市及び各市町が指定する事業所におかれては、所管する各市町障がい福祉担当課へお問合せください。

#### 【質問票掲載場所】

愛媛県ホームページ>健康・医療・福祉>障がい者福祉>サービス事業者>令和6年度報酬改定について

<https://www.pref.ehime.jp/page/55680.html>

### (2) 令和6年度報酬改定等に係る通知等について

報酬算定にあたっては、以下の報酬告示及び通知により適切な算定をお願いします。

サービス種類	報酬告示	留意事項通知
障害福祉サービス事業、障害者支援施設	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第523号)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年10月31日障発第1031001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)
地域相談支援(地域移行支援・地域定着支援)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成24年厚生労働省告示第124号)	

障害児通所支援	児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成24年厚生労働省告示第122号)	児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について(平成24年3月30日障発0330第16号)
障害児入所施設	児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成24年厚生労働省告示第126号)	

上記の報酬告示及び留意事項通知については、厚生労働省及びこども家庭庁ホームページに掲載されています。

厚生労働省ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 障害者福祉  
> 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定について

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202214\\_00009.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202214_00009.html)

こども家庭庁ホーム > 政策 > 障害児支援 > 障害児支援施策 > 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定について

<https://www.cfa.go.jp/policies/shougaijishien/shisaku/hoshukaitei>